

きじの里デイサービスの運営規程
(指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所サービス)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人峰栄会（以下「法人」という。）が開設するきじの里デイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所サービス管理運営に関する事項を定め、事業所職員が要介護状態・要支援状態若しくは指定介護予防通所サービスを利用する対象であると認められた高齢者に対し、適切な地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 1 指定介護予防通所サービスは、要支援状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、地域や家族との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称は次のとおりとする。
きじの里デイサービス

(事業所の所在地)

第4条 事業所の所在地は次のとおりとする。
静岡県浜松市浜名区染地台五丁目4番3号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一	管理者	1名
	管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。	
二	生活相談員	1名以上
	生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサ	

ービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携を図る。

三 介護職員又は看護職員 1名以上

介護職員は、サービス提供時間を通じて、指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所サービスの提供にサービス提供時間を通じてあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助・支援を行う。

四 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日

月曜日から土曜日（12月31日、1月1日、1月2日は休み）

二 営業時間

午前8時から午後5時までとする。

三 サービス提供時間

午前9時30分から午後3時40分までとする。

(利用定員)

第7条 1日の利用定員は10名とする。

2 災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

(指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所サービスの内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

一 方針

指定地域密着型通所介護

イ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、その目標を認定し、計画的に行う。

ロ 事業の提供に当たっては、自らその提供する事業の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図る。

ハ 事業の提供に当たり、地域密着型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

ニ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努める。

ホ 事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加する適切な働きかけに努める。

ヘ 職員は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用

者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。

- ト 介護技術の進歩に対応し、適正な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- チ 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

指定介護予防通所サービス

- イ 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- ロ 事業の提供に当たっては、自らその提供する事業の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図る。
- ハ 事業の提供に当たり、心身機能の改善等を通じて、できる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たる。
- ニ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努める。
- ホ 事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加する適切な働きかけに努める。
- ヘ 職員は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。
- ト 介護技術の進歩に対応し、適正な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- チ 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

二 介護

- イ 利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって必要な排泄、移動、身体介助を行う。
- ロ 居宅において入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

三 食事

栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

四 機能訓練

利用者の心身の状況等に応じて、機能訓練やレクリエーション、行事活動の実施等を通じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を行う。

五 健康管理

常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な

措置をとる。

六 相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

七 送迎サービス

専門車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助及び支援を行う。

(地域密着型通所介護計画の作成・決定・変更)

第9条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、該当目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した地域密着型通所介護計画を作成する。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3 利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、地域密着型通所介護計画の作成を行うものとする。その場合に、事業所は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のための必要な支援を行う。
- 4 地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し、説明し、同意を得る。
- 5 地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付する。
- 6 居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族の要請に応じて、地域密着型通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族の要請に応じて、地域密着型通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、地域密着型通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族と協議して、地域密着型通所介護計画を変更する。
- 7 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
- 8 事業所は、地域密着型通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認する。

(介護予防通所サービス計画の作成・決定・変更)

第10条 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所サービスの目標、該当目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所サービス計画を作成する。

- 2 介護予防通所サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

- 3 利用者に係る介護予防サービス計画が作成されていない場合でも、介護予防通所サービス計画の作成を行います。その場合に、事業所は、利用者に対して介護予防支援事業所を紹介する等介護予防サービス計画作成のために必要な支援を行う。
- 4 介護予防通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者及びその家族に対し、説明し、同意を得る。
- 5 介護予防通所サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所サービス計画を利用者に交付する。
- 6 介護予防サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族の要請に応じて、介護予防通所サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族の要請に応じて、介護予防通所サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、介護予防通所サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族と協議して、介護予防通所サービス計画を変更する。
- 7 それぞれの利用者について、介護予防通所サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
- 8 事業所は、介護予防通所サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認する。

(指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用料)

第11条 事業所が提供する指定地域密着型通所介護の利用料金は、介護報酬の告示上の額とする。指定介護予防通所サービスの利用料金は、浜松市要綱に定める基準の額とする。当該指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に基づき、利用料金を支払うものとする。但し、次に掲げる項目については、利用者は別に利用料金を支払うものとする。

イ 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

通常の事業の実施地域を越えた地点から3km未満片道につき200円

3kmを越える場合は、3kmごとに200円

ロ 食事代	550円/回
おやつ代	80円/回
ハ おむつ代	150円/枚
尿パット代	30円/枚
紙パンツ代	190円/枚

ニ 前各号に掲げるものの他、事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが相当であると認められる費用については実費とする。

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明

した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

- 3 利用料金の支払いは、口座振替、銀行口座振込又は現金により指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

浜松市 浜名区（浜名地区、北浜地区、三方原地区、新都田地区）、中央区（積志地区）ただし、地域外であっても必要と認める場合には、サービスを提供する。

（秘密保持等）

第13条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（事故発生時の対応）

第14条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡をとり、必要な措置を講じるとともに事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をする。

2 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（衛生管理）

第15条 事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 職員は、感染症等に関する知識の修得に努める。
- 3 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置について、保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つ。

（緊急時における対応方法）

第16条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医等に連絡し適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第17条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は、利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な災害時の対応方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

3 防火管理者を配置し、防災計画の改正等必要な業務を行う。

(サービス利用にあたっての留意点)

第18条 利用者は、職員及び他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを禁止する。他の利用者に多大な迷惑がかかる場合は、利用を中止することがある。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第19条 虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応を講じるものとする。

一 虐待防止に関する委員会の設置

二 虐待防止の為に指針の整備

三 虐待防止のための職員に対する研修

四 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者

(その他の運営についての留意事項)

第20条 職員の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

・採用時研修 採用後3ヶ月以内

・階層別研修 随時

2 事業所は、事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年10月15日より施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成29年10月15日より施行する。

この規程は、令和 3年11月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 1月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 7月 1日より施行する。